

平成29年 No.17

○東京学芸大学附属高等学校校則等の一部を改正する校則の制定について

改正理由

懲戒のうち、退学処分に係る条件見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年3月10日 附属学校運営会議 審議・承認

東京学芸大学附属高等学校校則等の一部を改正する校則を次のように制定する。

平成29年 3月11日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学附属高等学校校則等の一部を改正する校則

次に掲げる校則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学附属高等学校校則（平成14年 4月 1日制定）
- (2) 東京学芸大学附属国際中等教育学校校則（平成20年 4月 1日制定）

東京学芸大学附属高等学校校則の一部改正について

改正理由：懲戒のうち、退学処分に係る条件見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(修業年限) 第4条 修業年限は、3年とする。</p> <p>(在学年限) 第5条 生徒は、6年を超えて在学することができない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(懲戒) 第31条 校長は、本校の規則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為をした者に対して、教育上必要があると認めるときは、学長の承認を得て懲戒を加えることができる。</p> <p>2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告その他とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p><u>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者</u></p> <p><u>(3) 正当な理由がなくて出席常でない者</u></p> <p><u>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に著しく反した者</u></p> <p>4 停学の期間は、第5条の在学年限に算入し、第4条の修業年限には算入しない。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この校則は、平成29年3月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(修業年限) 第4条 修業年限は、3年とする。</p> <p>(在学年限) 第5条 生徒は、6年を超えて在学することができない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(懲戒) 第31条 校長は、本校の規則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為をした者に対して、教育上必要があると認めるときは、学長の承認を得て懲戒を加えることができる。</p> <p>2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告その他とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p><u>(2) 正当な理由がなくて出席常でない者</u></p> <p><u>(3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に著しく反した者</u></p> <p>4 停学の期間は、第5条の在学年限に算入し、第4条の修業年限には算入しない。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属国際中等教育学校校則の一部改正について

改正理由：懲戒のうち、退学処分に係る条件見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(修業年限及び在学年限)</p> <p>第3条 本校における修業年限は6年とする。</p> <p>2 前期課程の修業年限は3年、後期課程の修業年限は3年とする。</p> <p>3 後期課程の在学年限は6年とする。ただし、同一学年については2年を超えないものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(懲戒)</p> <p>第31条 校長は、本校の規則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為をした者に対して、教育上必要があると認めるときは、学長の承認を得て懲戒を加えることができる。</p> <p>2 前項の懲戒の種類は、前期課程においては退学及び訓告その他、後期課程においては退学、停学及び訓告その他とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p><u>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者</u></p> <p>(3) 正当な理由がなくて出席常でない者</p> <p><u>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に著しく反した者</u></p> <p>4 停学の期間は、第3条第3項の在学年限に算入し、同条第2項の修業年限には算入しない。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この校則は、平成29年3月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(修業年限及び在学年限)</p> <p>第3条 本校における修業年限は6年とする。</p> <p>2 前期課程の修業年限は3年、後期課程の修業年限は3年とする。</p> <p>3 後期課程の在学年限は6年とする。ただし、同一学年については2年を超えないものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(懲戒)</p> <p>第31条 校長は、本校の規則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為をした者に対して、教育上必要があると認めるときは、学長の承認を得て懲戒を加えることができる。</p> <p>2 前項の懲戒の種類は、前期課程においては退学及び訓告その他、後期課程においては退学、停学及び訓告その他とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて出席常でない者</p> <p><u>(3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に著しく反した者</u></p> <p>4 停学の期間は、第3条第3項の在学年限に算入し、同条第2項の修業年限には算入しない。</p> <p>〔省略〕</p>